

日野市職員採用試験要領(平成19年度採用)

1 募集職種及び受験資格

募集職種	受験資格	
	年齢	資格
技術職員 (建築)	昭和55年(1980年) 4月2日以降に生まれた 人	次のいずれかに該当する人 ①学校教育法による大学の建築関係の学科を 卒業又は平成19年(2007年)3月31日まで に卒業見込みの人 ②学歴を問わず①と同等の知識及び実務経験 を有する人

※1)外国籍の方も受験できます。

2 募集人員 若干名

3 受験手続

(1) 申込み方法

・持参・郵送の場合

①採用試験申込書に必要事項を記入し、写真を貼付する。(採用試験申込書は市役所4階職員課、七生支所、豊田駅連絡所で土曜・日曜日を除く 午前8時30分～午後5時15分に取りに来ていただくか、日野市ホームページよりダウンロードしてください。)

②受験票に所定の事項を記入する。(受験票は市役所4階職員課、七生支所、豊田駅連絡所で土曜・日曜日を除く 午前8時30分～午後5時15分に取りに来ていただくか、日野市ホームページよりダウンロードしてください。)

③以下のいずれかの証明書を入手する。

・最終学歴の卒業(見込)証明書(大学入学資格検定に合格した人は、合格証明書)

・大学院修了(見込)の方は大学の卒業証明書

④上記①、②、③の書類と80円切手を貼付した封筒(受験票送付用・郵便番号、住所、氏名記入)を添えて日野市役所総務部職員課人事係まで持参又は郵送してください。

注意)採用申込書を郵送する封筒に朱書きで「採用試験申込書在中」と記入すること。

・電子申請の場合(<http://www.e-tokyo.lg.jp>)

電子申請による申込みをした場合については、

①採用試験申込書及び受験票をプリントアウトし、採用試験申込書に

は写真を貼付する。

②以下のいずれかの証明書を入手する。

・最終学歴の卒業(見込)証明書(大学入学資格検定に合格した人は、合格証明書)

・大学院修了(見込)の方は大学の卒業証明書

③上記①、②の書類と80円切手を貼付した封筒(受験票送付用・郵便番号、住所、氏名記入)を添えて日野市役所総務部職員課人事係まで郵送してください。

注意)採用申込書を郵送する封筒に朱書きで採用試験申込書在中と記入してください。

(2) 申込み期間及び申込み先

申込み期間	平成19年1月4日(木)から1月18日(木)(必着)
申込書提出場所	日野市役所本庁舎 4階 職員課

4 試験

(1)技術職員(建築)

①一次試験

- (ア) 日時 平成19年2月4日(日)午前9時より
- (イ) 場所 日野市役所本庁舎6階全員協議会室
(日野市神明1-12-1)
- (ウ) 内容 教養(2時間)、作文(1時間)、専門(2時間)、
事務能力検査(50分)、パーソナリティ検査(35分)

②第二次試験

- (ア) 日時・場所 平成19年2月24日(土)
開催時間については、第一次試験合格者の方に郵送で直接通知いたします。
- (イ) 内容 実技試験

③第三次試験

- (ア) 日時・場所 平成19年2月25日(日)
開催時間については、第一次試験合格者の方に郵送で直接通知いたします。
- (イ) 内容 面接

(2) 合格発表

受験者本人宛て郵送で直接通知いたします。その後、健康診断を実施いたします。

5 採用手続

(1) 採用候補者名簿への登載

最終合格者として決定した者は、採用候補者名簿に登載されます。

(2) 採用

職員に欠員が生じたときに、採用候補者名簿から採用します。

6 給与

給与は、日野市給与条例により支給します。

7 その他

- (1) 受験申込みの際、記載事項や必要書類に不備がある場合は書類をお返しすることになります。このために生じた申込みの遅延等については責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。また、いったん受理した申込み書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (2) 受験に要した交通費等の旅費は、支給いたしません。
- (3) 試験当日は、下記の点に注意してください。
 - ① 受験票を必ず持参してください。
 - ② 筆記用具(HBの鉛筆、消しゴム及びボールペン)を用意してください。
 - ③ 定刻の10分前までに試験会場に集合してください。
 - ④ 試験会場は、駐車場がありません。車での来場は禁止します。
 - ⑤ 一次試験の際、80円切手を貼付した封筒(合否通知用)をご持参ください。
 - ⑥ 試験終了時間が午後になりますので、昼食の用意をしてきてください。

8 問合せ先

日野市 総務部 職員課 人事係

〒 191-8686 日野市神明 1-12-1

TEL 042(585)1111 内線 4611・4613